

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事	令和7年8月29日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府亀岡市余部町新堂10番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ダイセルビヨンド株式会社 代表取締役社長 岩瀬 浩

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	75 台	2 台	0 台	75 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	84 台	3 台	4 台	82 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	9.8	キログラム	1.8	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	138.6	キログラム	118.0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	フロンを使用している機器については、フロン排出抑制法に基づく点検を管理部門にて実施する。フロン使用機器の点検記録は、機器の廃棄後3年まで保管すること。 簡易点検：全ての第1種特定製品について3ヶ月に1度実施 定期点検…圧縮機電動機定格出力により定められた頻度にて点検実施 定期点検は専門知識を有する有資格者により実施する。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、フロン回収ができる業者であることを確認し委託する。 フロン排出抑制法に基づき、「フロン回収行程管理票」の運用を行い、各伝票類によりの確に完了したことを確認する。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	第一種特定製品について簡易点検及び定期点検を実施した。管理部門で点検表を確認し、機器に異常がないかをチェックした。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、フロン回収ができる業者であることを確認し排出した。 フロン回収業者から回収証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認した。また破壊証明書により、冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針					
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。